

## 令和4年度 第4回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開催日時	令和5年2月16日（木）午後3時00～午後3時43分
開催場所	茨木市男女共生センターローズWAM501・502号室
委員長	小田会長
出席者	<p>【協議会委員】 小田委員、井元委員、中島委員、富永委員、望月委員、北尾委員、河相委員、大北委員、佐田委員、西岡委員、池田委員</p> <p>【事務局（市職員）】 健康福祉部：森岡部長 福祉総合相談課：澤田課長、北川推進係長、萩原、中村 福祉指導監査課：石井課長、前西課長代理兼指導監査係長 長寿介護課：女鹿主幹兼認定係長、</p> <p>【地域包括支援センター】 馬場（清溪・忍頂寺・山手台）、安井（天兆園）、寺川（常清の里）、森山（太田・西河原）、藤井（三島・庄栄）、田村（東・白川）、宮坂（春日・郡・畑田）、藤岡（沢地・西）、利根川（春日丘・穂積）、山根（茨木・中条）、加藤（大池・中津）、野田（天王・東奈良）、稲浦（玉櫛・水尾）、内海（玉島・葦原）</p>
欠席者	信垣委員
傍聴者	3名
議題	<p>(1) 報告案件 案件1 圏域型地域包括支援センターの受託者選定について 【資料1-1～3】</p> <p>(2) 審議案件 案件1 地域密着型サービス事業者の指定について ・認知症対応型共同生活介護1件 【資料2-1】 ・小規模多機能型住宅介護1件 【資料2-2】 案件2 令和5年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）について 【資料3】</p> <p>(3) その他 今後の予定・連絡事項等</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配席表</li> <li>・委員からの事前質問</li> <li>・令和4年度第4回茨木市地域包括支援センター運営協議会会議次第</li> <li>・資料1 茨木市地域包括支援センター運營業務委託プロポーザル選定結果について</li> <li>・資料2-1 指定地域密着型サービス事業者の指定について</li> <li>・資料2-2 指定地域密着型サービス事業者の指定について</li> <li>・資料3 令和5年度（2023年度）茨木市地域包括支援センター運営方針</li> </ul>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局（北川）	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日の協議会開催につきまして、1点ご説明とご協力のお願いがございます。現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、大阪府からの要請に基づき、本日の協議会は座席と座席の間を広くとり、また消毒と換気を徹底した上で開催させていただきます。</p> <p>つきましては、ご出席の皆様方には消毒や咳エチケットと合わせまして、水分補給の際を除いて常にマスクをご着用いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまより令和4年度第4回茨木市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。手元の一番上から配席表、委員からの事前質問・提案への回答、資料3の修正案、事前に送付しております資料としまして会議次第、資料1・圏域型地域包括支援センターの受託者選定について、資料2-1と資料2-2が地域密着型サービス事業者の指定について、このうち資料2-2は修正版に差し替えております。資料3・令和5年度茨城市地域包括支援センター運営方針案について、となっております。資料の不足等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、本協議会設置規則第6条、第1項の規定に基づき、小田会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
小田会長	<p>それでは、早速議事次第に従って会議を進行させていきたいと思います。</p> <p>まず最初に、委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。</p>
事務局（北川）	<p>本日は運営協議会委員12人のうち11人の出席をいただいております。欠席連絡はいただいておりますが、信垣委員の到着が遅れている状況となっております。半数以上の出席でありますので、本協議会設置規則第6条、第2項により、会議は成立いたしております。</p> <p>また、本日は3人の方が傍聴されていることを報告いたします。</p>

小田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから会議を始めますけれども、委員の皆様方から、事前送付した資料に対する事前にいただいた質問などについては、事務局からの説明の中に含めて回答される予定となっております。</p> <p>それでは、会議次第の最初、第2（1）の報告案件から始めたいと思います。「圏域型地域包括支援センターの受託者選定について」を議題といたします。資料がございますので、事務局からのご説明お願いいたします。</p>
事務局（北川）	<p>報告案件として、圏域型地域包括支援センターの受託者選定についてご説明いたします。着座にて失礼します。</p> <p>お手元の資料は資料1でございます。これまで本市におきましては、高齢者人口5千人程度に1か所を目安として地域包括支援センターの設置を進めてまいりました結果、令和4年度で14エリア全てに地域包括支援センターの設置が完了いたしました。</p> <p>また、市内を5つの圏域に分け、圏域ごとに圏域型地域包括支援センターの設置を進めております。圏域型とは市の設置する地区保健福祉センターの中に地域包括支援センターの事務所を配置する形態を言いまして、業務内容としましては、担当エリアでの包括センター基本業務に加え、保健福祉センターや他の専門機関などと連携しながら圏域内の他の包括センターとの合同研修の企画、圏域情報の収集や共有、現状分析から地域課題を抽出するなどの取りまとめの役割を担います。</p> <p>令和4年度現在、3圏域に設置済みでございますが、令和5年度には中央圏域の茨木・中条エリアにおいて設置すべく、プロポーザル方式により運営法人の選考を行いました。その結果、現在も当該エリアでエリア型の地域包括支援センターを受託している社会福祉法人慶徳会を受託者として決定しました。場所は茨木市障害福祉センターハートフルの1階でございます。中央保健福祉センターをハートフル内に開設し、その中に入る事となっております。現在は移転に向けて準備を進めているところでございます。この結果、令和5年4月からの地域包括支援センターの一覧は資料1-3のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

小田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、事前にご質問等をいただいていたと思いましたが、今の説明を聴取した上でご意見やご質問がございましたら順次ご発言いただきたいと思えます。挙手をお願いいたしまして、その際マイクをお使いいただいでご発言願いたいと思えます。いかがでしょうか。</p> <p>予定どおり淡々と進んでいるようでございますけれども、特に確認すべき点や質問すべきことなどございませんでしょうかね。</p> <p>それでは、これは報告案件でございますので、以上ということにいたしまして、早速、次の審議案件に移りたいと思えます。審議案件の1番、「地域密着型サービス事業者の指定について」でございます。</p> <p>事務局から資料のご説明をお願いいたします。</p>
事務局（前西）	<p>茨木市福祉指導監査課の前西と申します。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、私から地域密着型サービス事業者の指定案件についてご説明させていただきます。今回2件の申請がありました。資料は資料2-1と資料2-2の2つでございます。右肩に資料2-1と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>1ページ目から説明させていただきます。1ページ目は事業所の概要について記載しています。1点目、事業主体ですが、法人名称は株式会社ケア21です。法人所在地は大阪市北区にあります。2点目、サービスの種類ですが、認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護です。それぞれのサービスについてご説明いたします。認知症対応型共同生活介護についてご説明します。この認知症対応型共同生活介護とは、要介護者であつて認知症である者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように図るサービスです。介護予防認知症対応型共同生活介護についてご説明いたします。要支援認定を受けた認知症である利用者が、可能な限り共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持または向上を図るサービスです。3点目といたしまして、</p>

事業所の名称はグループホームたのしい家茨木真砂です。4点目、事業所の所在地は茨木市真砂玉島台3番28号です。圏域としては、南圏域になります。5点目、事業開始年月日は令和5年3月1日を予定しております。6点目、利用者数は利用定員18名、9人の2ユニットになります。7点目は、建物の構造と事業に供する床面積を記載しています。居室面積は8.5㎡が16室、8.6㎡が2室、居室及び食堂の合計面積が164.2㎡で、基準上必要な面積として機能を十分に発揮し得る適当な広さを満たしています。8点目は従業者の人数となっています。9点目の事業運営規程は、このページの3ページから掲載しています。10点目、食費は食事代として1日当たり830円です。この食費については運営規程にも掲載されております。11点目、居住費等ですが、家賃は月額123,100円、管理費は月額20,000円です。この居住費等については、運営規程に掲載されております。12点目、事業者の経歴ですが、平成5年11月に法人を設立、茨木市内で訪問介護、特定入居者生活介護、居宅介護支援の事業所を開設しており、令和5年3月1日からグループホームたのしい家茨木真砂を運営するものです。ページをめくっていただいて2ページをご覧ください。認知症対応型共同生活介護の主な人員・設備、その適合状況を示しております。その他の基準について、認知症対応型共同生活介護の指定基準をクリアしております。あわせて、指定を受ける介護予防認知症対応型共同生活介護については、同一の事業所で一体的に運営されるため、同じく上記基準をクリアしているものとみなします。3ページから8ページまでは運営規程を掲載しております。3ページの第1条に事業目的、第2条に運営の方針、第3条に人権の尊重を記載しています。ページをめくっていただいて、4ページの第4条に事業所の名称、第5条に従業者の職種、員数及び職務の内容、第6条に利用定員、利用定員は18名となっています。第7条に指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容を記載しています。第8条に利用料等を記載しています。第3項、家賃の費用として月額123,100円、食事の提供に要する費用として月額830円、管理費として月額20,000円となっています。以下、8ページまで運営規程について記載しております。9ページをご覧ください。日常生活圏域でのグループホームたのしい家茨木真砂の所在地を示しております。南圏域にあります。10ページをご覧ください。グループホームたのしい家茨木真砂の周辺地図を記載し、グループホームたのしい家茨木真砂の所在地を四角で黒塗りしております。今回、新規に開設予定の事業所について2月2日に現地調査を行い、認知症対応型共同生活介護

の設置基準を満たすことを確認しております。以上が認知症対応型共同生活介護の指定案件についての説明です。

続いて、北圏域で指定申請のありました小規模多機能型居宅介護の案件について説明させていただきます。右肩に資料2-2と記載のある資料をご覧ください。1点目、事業主体ですが、法人名は特定非営利活動法人ふれあいぽっぽです。茨木市に所在する法人です。2点目、サービスの種類ですが、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護です。それぞれのサービスについてご説明いたします。小規模多機能型居宅介護は、要介護者について、その居宅において、またはそのサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるように図るサービスです。介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援認定を受けた利用者が、可能な限りその居宅において、またはサービス拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すサービスです。3点目、事業所の名称は、小規模多機能ホーム安威ゆとりです。4点目、事業所の所在地は茨木市安威四丁目13番20号です。圏域としては、北圏域となります。5点目、事業開始年月日は令和5年3月1日を予定しております。6点目、利用者数は登録定員12名、通いサービス利用定員6名、宿泊サービス利用定員4名です。7点目は、建物の構造と事業に供する床面積を記載しております。居室面積は7.79㎡平方メートルが2室、7.62㎡平方メートルが1室、8.8㎡が1室、基準上必要な面積1室当たりが7.43㎡平方メートル以上を満たしております。また、居間及び食堂の合計面積40.91㎡で、基準上の面積として機能を十分に発揮し得る適当な広さを満たしております。8点目は、従業者の人数となっています。9点目の事業所の運営規程は4ページ以降に記載しております。10点目、食費は食事代として日額1,375円です。この食費については運営規程にも記載されております。11点目、宿泊費は宿泊代として一泊1,500円です。この宿泊費については運営規程にも記載されております。12点目、事業者の経歴ですが、平成11年11月に設立された法人です。茨木市内において地域密着型通所介護、

居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等を展開しております。平成23年4月1日から安威四丁目に小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所を開設後、小規模多機能型事業所を令和元年9月30日に休止し、令和2年11月30日に廃止いたしましたが、令和5年3月1日から同施設で小規模多機能ホーム安威ゆとりを再度開設予定でございます。当該事業所は、平成27年3月1日に開設された小規模多機能ホーム大手町ゆとりのサテライト事業所となる予定です。2ページ目に補足といたしまして、サテライト型事業所の内容を記載しております。補足といたしまして、サテライト型事業所は、本体事業所と密接な連携のもとに運営される小規模多機能型居宅介護事業所です。本体事業所とは、サテライト事業所と同じ法人により設置され、当該事業所に対する支援機能を有する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所のことをいいます。サテライト型事業所の実施にあたっては、以下の1から3の要件を満たす必要がありますが、今回指定予定の小規模多機能型安威ゆとりは全ての条件を満たしております。ページをめくっていただいて、3ページ目をご覧ください。掲載しておりますとおり、小規模多機能型居宅介護の指定基準をクリアしております。あわせて指定を受ける介護予防小規模多機能型居宅介護については、同一事業所で一体的に運営されるため、同じく基準をクリアしているものとみなします。4ページ目から10ページまでは運営規程を記載しております。4ページの第1条に事業の目的、第2条に運営方針、第3条に事業所の名称、第4条に職員の職種、員数及び職務内容を記載しております。ページをめくっていただいて、5ページの第5条に営業日及び営業時間、第6条に利用定員を記載しております。利用定員は12名となっております。ページをめくっていただいて、6ページの第9条に事業の内容、第10条に利用料等を記載しております。ページをめくっていただいて、7ページ、第1項第1号に、食事の提供に要する費用として日額1,375円、第2号に宿泊費として一泊1,500円となっております。以下、10ページまで運営規程を記載しております。10ページをご覧ください。日常生活圏域での小規模多機能ホーム安威ゆとりの所在地を示しております。北圏域でございます。11ページをご覧ください。小規模多機能ホーム安威ゆとりの周辺地図を掲載し、小規模多機能ホーム安威ゆとりの所在地を四角で黒塗りしております。今回、新規に開設予定の事業所については2月6日に現地調査を行い、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の設置基準を満たす

小田会長	<p>ことを確認しております。</p> <p>以上が地域密着型サービス事業者の指定案件についての説明です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、2件の事業者の指定案件でございます。いずれの施設も3月1日、来月はじめから開業予定ですので、本日の協議会にお諮りいただいているものでございます。構造設備や人員などの法定要件は満たしているということを確認されているということでございますので、一応指定の基礎的な要件は整っているということでございます。</p> <p>事前にご質問いただいておりますけれども、ただいまの事務局からのご説明を聴取した上で、何か改めて確認すべき点などがございましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にありませんか。</p> <p>1点確認したいんですけれども、資料2-2の1ページ目の12番で事業者の経歴で、小規模多機能を一旦休・廃止して今回また再開ということで指定申請出てますけど、何か経緯がございますでしょうか。コロナの関係ですか、これは。</p>
事務局（前西）	<p>コロナの影響ではなくて、事業者側のサービスの、支援者の側の人員がちょっと不足してるってということで、十分な対応できないということで、人員をきっちと用意できない可能性があるということ。</p>
小田会長	<p>ありがとうございます。今回はスタッフがきちんと整ったということですね。委員さんのほうから特に何か確認すべき点はありませんでしょうか、ご質問・ご意見。どうぞ、井元委員。</p>
井元委員	<p>運営規程の10ページのところで、20行なんですけれども、職員さんの研修のところ。今ご説明いただきました、これは第20条で「採用時の研修は1か月以内に行う」そして「継続研修は年1回」となっています。ちなみに、先ほどのケア21さんのほうは、継続研修は年4回となっていたんですね。この辺、研修の頻度について、何か市から大体このぐらいの回数はいかがでしょうか、頻度に対する要望などは出されているものなんでしょうか。</p>



小田会長	資料 2 - 2 の10ページですか。
井元委員	はい。
小田会長	何かございますか。今、お答えできる材料はございますか。
事務局（石井）	<p>福祉指導監査課長の石井と申します。</p> <p>特に回数について、これ以上やってくださいというような指示はしておりませんが、事業者さんの規模等に応じて、できる範囲内でやっていただくことになるということになります。</p>
井元委員	はい、承知いたしました。ありがとうございます。
小田会長	<p>そのほか、何かご意見・ご質問ございませんか。ご質問・ご意見がないようでしたら、この案件は審議案件でございますので、指定してよいかどうか当協議会の意見を市から求められているわけでございます。特にご異論がないようでしたら、この2件、指定手続を進めるという結論としてよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、審議案件の1番につきましては、2件の地域密着型サービスの指定を可とするというのが当協議会の判断でございます。市のほうでは指定に向けての今後の手続をお進めいただくようお願いいたしたいと存じます。それでは、この案件については以上ということにいたしたいと思えます。</p> <p>続いて、審議案件の2番、令和5年度の茨城地域包括支援センターの運営方針（案）についての審議に移りたいと思えます。それでは、事務局から資料のご説明をお願いいたします。</p>
事務局（北川）	<p>令和5年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）についてご説明いたします。お手元の資料は、資料3と本日お配りしました事前質問・提案への回答と運営方針修正案でございます。令和5年度運営方針の前に令和4年度運営方針について一点ご説明いたします。令和4年度運営方針を定めました際に、基本的には令和3年度運営方針を踏襲しておりましたが、委員のご意見を踏まえまして追加した部分がございます。資料3の7ページをご覧ください。「2 差別・排除・忌避等に係る相談支援」の項でございます。これは、</p>

差別などにより社会的孤立を抱えている方からの相談対応についても明記すべきではないかのご意見を頂戴し、盛り込んだものでございます。その際の運営協議会が書面開催でございましたので、この場をお借りしましてご報告いたします。令和5年度運営方針につきましては、当初、令和4年度のもの踏襲した案を作成しておりましたが、事前に案をお示ししましたところ、大北委員と河相委員からのご意見をいただきまして、それが本日お配りしました事前質問・提案への回答でございます。1点目、大北委員からのご意見でございますが、資料3運営方針の2ページ、「Ⅱ. 運営における基本的考え方 1、基本視点の設定」の項につきまして、地域包括支援センターの活動はソーシャルワークの基本的実践であって、最も基本的な原則が記載されていないのではないかという趣旨のご指摘がございました。地域包括支援センターの設置目的は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することです。その目的達成のために、ご指摘のような多様性の尊重、人権と社会正義の擁護、社会的包摂や社会的結束の促進などソーシャルワークの原理は当然に基づくべき理念でありますので、「1 基本視点の設定」の(1)から(3)の前に追加しております。ご意見と回答は大北委員事前質問・提案への回答の上段に、当初案との比較は運営方針修正案の(1)のとおりでございます。2点目、こちらも大北委員のご意見でございますが、資料3、運営方針の3ページ、「4 関係者との連携強化」の項につきまして、「(2) 広域的・広範囲な連携」の内容が抽象的すぎるのではないかのご指摘がございました。広域的・広範囲な連携につきましては、担当エリアを超えた様々な機関とのネットワークを構築し、多職種が相互に連携し協働することを想定しております。そのネットワークの中には保健福祉、医療のみならず、ご指摘のような相談機関や住民参加のインフォーマルサービスも含まれると考えており、「Ⅳ. 包括的専門相談支援体制」の項にも一部記載しておりますが、ご指摘のとおり、この項を再構成いたしました。ご意見と回答は大北委員事前質問・提案への回答の下段に、当初案との比較は運営方針修正案の(2)のとおりでございます。3点目、こちらは河相委員からのご意見でございますが、カスタマーハラスメントについて、事業所と行政や地域包括支援センターとの連携について触れてはどうかのご意見がございました。顧客などからの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントに関しましては、事業主に対して、労働者の就業環境が害されることのないよう取り組みを行うことが求められ

	<p>ているものであり、法人内部での体制整備が期待されるところです。しかしながら、市と支援センター、居宅介護事業所とは協働して利用者支援を行う関係であり、特定の利用者からの迷惑行為に関する情報共有や同様の対応事例の形式知化については、相互連携の中で必要なことであると考えております。この結果、資料3の運営方針の5ページ、「3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(3) 介護支援専門員などへのサポート」の項にカスタマーハラスメントについて追記いたしました。ご意見と回答は河相委員事前質問・提案への回答に、当初案との比較は運営方針修正案の(3)のとおりでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
小田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問を事前に頂いた委員さんには、ありがとうございました。その点についての再提案も含めまして、ご質問していただいた委員さん、それからその他の委員さんからただいまのご説明全体について、特に質問・ご意見などございましたら、またご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。修正案の内容についてはいかがでしょうか。ご質問の点以外も、全体にわたって再度ご覧いただきまして、何か気になるような点がございましたらご質問いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
佐田委員	<p>司法書士会の佐田です。</p> <p>4ページから5ページにかけての権利擁護のところなんですけれども、特に5ページの成年後見制度の活用促進というところで、(4)③なんです、地域の医療機関や後見人を推薦できる団体等と連携することとなっているんですけれども、もちろん弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、3専門職あるんですけど、実際に大阪府社会福祉協議会の市民後見人の登録バンクっていうのもありまして、ここも市民後見人を推薦する団体ということになって、ここを支援するのは、実は茨木市の社会福祉協議会であってほしいなと思ってるんですけれども、今、私、社会福祉協議会のこの成年後見制度が何かっていうのをちょっと、今ずっと、いってお伝えしているところなんですけれども、これから政府が厚生労働省管轄の成年後見制度利用促進専門家会議で日常生活自立支援事業と成年後見人の制度の間をつなぐような制度もつくって、そこは中核機関、中核機関というのは恐らく拡大された中核機関、社協を中心</p>

	<p>として、地域包括支援センターも含まれてくるだろうと思ってまして、そういうつながりがより一層必要になってくると思いますので、これはもちろん要望なんですけども、書くとなかなかハードルの高い話になってしまうので、そこはもう事前には聞かなかったんですけど、そういう連携っていうのはこれから非常に重要になってくるので、ちょっとそこら辺、ぜひよろしく願いしたいということを思っています。</p>
小田会長	<p>ありがとうございます。 それは、何かここに修正して具体的な団体名を入れるとか、そういう。</p>
佐田委員	<p>それは言うとなかなか皆さんのことが入ってくるので、ちょっとそこは、今回はもうこれでいいと思っています。</p>
小田会長	<p>今後の、ただいまご指摘の点に向けて市のほうでは何かお考えが特にございますでしょうか。</p>
事務局（北川）	<p>ご意見ありがとうございました。 今、現状としましても、当然高齢者の人口が増加している状況にありまして、成年後見の相談というものも少しずつ増えてるような感覚があります。当然、この成年後見という制度、対応していくためにも、社会福祉協議会また専門機関等と連携が必要と感じておりますので、今後も連携に努めたいと思っております。</p>
小田会長	<p>ありがとうございます。 他の委員さんからはいかがでしょうか。4月からの各センターの活動の基本を定める考え方ということになりますが、仮に文章には載らないにしても、特に来年度の運営にあたって気をつけていただきたいこととか、思いついたこととかがございましたら、この際ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 それでは、事務局から修正案として再提案が行われておりますが、この内容を修正して、含めていただいたものを最終的な令和5年度の地域包括支援センターの運営の基本方針として差し支えございませんでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。</p>

事務局（北川）	<p>それでは、修正したものを令和5年度の運営方針として当協議会が認めたという結論にさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、これで一応審議案件の2番が終了ということになりまして、以上で報告案件と審議案件合わせて3件、議題が終了いたしました。</p> <p>最後に、その他の案件として連絡事項等があるようですので、事務局からご報告させていただきたいと思います。</p> <p>本日は今年度最後の会議でありまして、皆様の任期もこの3月31日で満了となります。これまで円滑な協議会運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>委員の任期満了に伴いまして、現在後任委員の委嘱手続を進めており、関係各団体などから順次ご推薦・ご了解いただいております。また、市民委員につきまして、現在公募しておりまして、現時点で数名のご応募をいただいているところでございます。2月24日に応募を締め切りした後、選考会を実施し、3月中旬までに候補者を決定する予定としております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
小田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは最後に、森岡部長さんから一言お願いいたします。</p>
事務局（森岡）	<p>いつもお世話になっております。福祉部の森岡でございます。本日は任期の最後ということになりましたので、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、この2年間、貴重なご意見をたくさん頂きましてどうもありがとうございました。2年前、令和3年4月にご就任いただきまして、その後コロナ禍ということもございまして、書面会議なども含めまして計7回の委員会をお願いした状況でございます。ありがとうございました。</p> <p>本市の地域包括支援センターにつきましては、平成18年に1か所設置、それ以降、一昨年に12か所、昨年4月に14か所ということで体制の整備を図っております。委員の皆様から様々なご意見を頂きながら地域包括支援センターのあり方について検討を重ね、現在、円滑に運営ができているというふうを考えております。地域包括支援センターにつきましては、身近な相談場所といたしまして、市民の皆様にも浸透していただいているところでございまして、</p>

小田会長	<p>今後の社会におきましてもますます重要度は高まっているというふうを考えております。地域の皆様が安心して地域で暮らしていけるよう相談支援業務の充実に一層努めてまいりたいというふうと考えております。</p> <p>最後になりましたけれども、委員の皆様にはこの2年間本当にお世話になりました。また、今後ともそれぞれのお立場でご意見をいただければというふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後になりますけれども、本協議会の発足当時より会長をお務めいただきました小田先生ですけれども、今任期をもって退任されるというふうに向っております。小田先生、長きにわたりまして大変お世話になり、ありがとうございました。一言お願いできればと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>長く務めさせてさせていただきましたが、あまり功績がなくしてお恥ずかしい次第でございます。この間、委員の皆様方、歴代の委員さんも含めまして、審議にご協力をいただきまして、おかげをもちましてなんとかここまでやってくることができたんじゃないかと思えます。この間、かつての6センターをつくってから、それから現在の14センターに至るまで、本市の地域包括支援センターは着々と発展してまいりました。特に、今期において14センターが整いましたので、この間の委員の皆様方のご尽力に改めて謝意を表したいと思えます。再任される委員さんもおられると思えますが、まだ14センター、完全に充実の整備が整ったわけではございませんので、引き続きこれからも市の地域包括支援センターの拡充・充実に向けてご支援を賜りたいというふうに思っております。</p> <p>最後になりましたけれども、委員の皆様方に再度、重ねて御礼を申し上げまして、甚だ簡単ですけれども退任の挨拶に代えさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了ということでございます。ご苦勞様でございました。</p>
------	--